

(パブリックコメント実施用)

邑南町犯罪被害者等支援条例（仮称）

骨子案

令和8年6月 邑南町

【策定の趣旨】

犯罪等の被害を受けた者及びその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命・身体・財産への直接的な被害にとどまらず、精神的苦痛、経済的困窮、二次被害など複合的な困難に直面します。本条例は、犯罪被害者等の権利・尊厳を尊重し、地域社会全体で支援する体制を整備することを目的として制定するものです。

第1章 総則

1 目的

- 犯罪被害者等の権利利益の保護と尊厳の尊重を図ること
- 日常生活及び社会生活を平穩に営むことができるよう、総合的かつ継続的な支援を推進すること
- 地域社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成すること

2 定義

用語	定義
犯罪被害者等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により被害を受けた者（被害者本人）及びその家族・遺族
二次被害	犯罪等の被害に起因して、支援者・周囲の言動、報道、司法手続等により受ける精神的・社会的苦痛
支援	犯罪被害者等が必要とする情報提供、相談、日常生活・社会生活の支援及び精神的回復のための各種施策

【住所要件の取扱いについて】

- 条例本体の「定義」には住所要件を設けません。
- 見舞金等の個別支援メニューを受けるための「住所要件（被害時において邑南町の住民基本台帳に記録されていること等）」は、各メニューの要綱・要領で別途定める予定です。

3 対象となる犯罪等の範囲

- 刑事犯罪全般（故意犯・過失犯を問わない）
- ストーカー行為、DV（配偶者等からの暴力）、児童虐待、性犯罪・性暴力
- 交通事故（業務上過失致死傷を含む）
- 特殊詐欺・経済的被害を及ぼす犯罪
- テロ行為その他の重大な社会的被害をもたらす行為

※ 犯罪等の発生場所が域外であっても、被害を受けた時において邑南町の住民基本台帳に記録されている方は対象とします。

4 基本理念

個人の尊厳・権利の尊重	犯罪被害者等の名誉と生活の平穏を守る
途切れない支援	被害直後から回復・社会復帰まで継続的な支援を行う
二次被害の防止	支援の各段階において二次被害を生じさせない
社会全体での取組	行政・民間・地域が連携して取り組む
当事者視点	犯罪被害者等の意見を施策に反映させる

第2章 主体の責務

主体	主な責務
自治体（行政）	施策の策定・実施、関係機関との連携体制構築、個人情報の保護、施策の継続的改善
町 民	犯罪被害者等の名誉・生活の平穏を侵害しないよう配慮し、支援への理解と協力を努める
事業者	被害を受けた従業員への配慮、自治体の施策への協力を努める
支援団体・関係機関	専門知識・技術を活かした自治体との連携支援、スタッフの資質向上に努める

第3章 支援の取組

【この章のご説明】

この章では、条例で定める「支援の取組」の方向性を示しています。

以下の箇条書き項目は、条例の本文の一つひとつ規定される事項ではなく、各分野において邑南町が取り組む方向性として検討している施策の例示です。実際の取組の内容・方法・対象等については、今後、要綱・要領等において別途定める予定です。

ご意見をいただく際は、この点をご了承のうえ、取組の方向性全体についてのご意見・ご提案をお寄せください。

1 相談・情報提供体制の整備

- ・ワンストップ相談窓口の設置（担当部署の明確化）
- ・関係機関が作成する「犯罪被害者等支援ガイド」の配布
- ・夜間・休日対応可能な相談窓口（警察・県等）の案内
- ・警察・島根県・被害者支援団体との情報連携・連絡調整

2 精神的支援

- ・心理的カウンセリング・精神科受診に係る島根被害者サポートセンター等の制度案内及び利用支援

3 日常生活支援

- ・子どもの就学・保育に係る関係機関への情報提供・連絡調整

4 経済的支援

- ・見舞金の支給（国・島根県の制度との重複支給を可とし、邑南町独自の社会的連帯の意思表示として位置づける）
- ・訴訟援助制度・法テラス等の活用促進
- ・国・島根県への給付金申請手続きの代行・同行支援
- ・雇用継続・職場復帰への支援（事業者への働きかけ）

5 安全確保への支援

- ・警察・地域との連携による見守り体制の確保
- ・犯罪等により従前の住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者等に対する町営住宅への優先入居（既存の例規に基づき対応）

6 司法・手続への支援

- ・法テラス等の関係機関への連携・案内

7 二次被害の防止

- ・支援関係者・職員への研修・啓発の実施
- ・インターネット上の不適切情報に係る相談対応・関係機関への連絡調整

8 子どもへの支援

- ・学校・保育施設との情報共有・連携

第4章 推進体制

1 総合対応窓口（ワンストップ窓口）の設置

- ・犯罪被害者等支援に係るワンストップ窓口を総務課に設置する
- ・庁内での調整のほか、県・警察・支援団体等との連携を図る

2 庁内調整会議（仮称）の設置

- ・必要に応じて、庁内に関係部署の職員で構成する会議体を設ける
- ・支援体制の整備・課題の共有・関係機関連携強化のための協議を行う
- ・必要に応じて、島根県・警察・支援団体等からの助言を求める

3 広報・啓発活動

- ・条例・支援制度の周知（広報紙・ウェブ等）
- ・「犯罪被害者週間」（毎年11月25日～12月1日）等を活用した啓発

4 財政措置

- ・本条例に基づく施策の実施に必要な経費を予算に計上するよう努める

第5章 附則

1 委任

- ・この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

2 施行期日

- ・この条例は、公布の日から施行する

(以上)